

【案】金融庁における令和元年度実績評価（概要）

基本政策 ／ 施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題・対応
I 金融システムの安定と金融仲介機能			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集し、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、金融モニタリングを実施</li> <li>✓ 低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるか、について重点的にモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経済・金融市場や市場参加者の動向、新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外環境変化等を適時に把握し、金融機関のモニタリングに業態横断的に活用するとともに、金融システムの潜在的なリスクや脆弱性の調査・分析を実施</li> <li>✓ 健全性維持の観点から、持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス態勢に関する対話を実施したほか、信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応や、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築や機動的なポートフォリオ運営を促進</li> </ul>	<p>日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響に留意しつつ、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めるとともに、金融機関の健全性を確保・維持するため、実践と方針に基づき、業態横断的な対応に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－大手銀行グループの海外業務やグループ連携の強化・拡大、経営インフラの刷新、非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応</li> <li>－地域金融機関の金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応</li> <li>－低金利環境の継続による収益環境の悪化、顧客の保険ニーズの変化、自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応</li> <li>－証券会社を取り巻く顧客層の世代交代、IT 化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応</li> </ul> <p>など、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。</p>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を実施</li> </ul>	<p>国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討など、金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。</p>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、金融庁・財務局が一体となって対話を実施</li> <li>✓ 確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCA の実践状況等について、地域金融機関の各階層・社外取締役と、心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施</li> <li>✓ 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備として、金融機関の業務範囲等にかかる規制緩和や地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）の策定等を含むパッケージ策を実施</li> <li>✓ 地域課題解決支援室や生産性向上支援チーム、地域課題解決支援チームの活動を通じて財務局と連携を強化しつつ、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCA の実践状況等について、地域金融機関の各階層・社外取締役と、心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施。</li> <li>✓ 地方銀行等の独占禁止法の特例法案の制定に向け関係省庁として協力したほか、業務範囲に係る規制緩和、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」の策定・公表等を実施</li> <li>✓ 地域課題解決支援チームでは、「ちいきん会」「ダイアログ」「新現役交流会 2.0」の開催等を通じ、ネットワークの構築や地域課題の解決に向けた伴走支援を実施。また、地域課題解決支援室を立ち上げ、相談の受付やHP への事例掲載等を通じ、同チームのノウハウ等を展開</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対し、事業者への積極的な支援や日本政策金融公庫等との連携強化等に関する要請を実施するとともに、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項として特別ヒアリングを実施するなど、金融機関の取組み状況を確認。</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関による事業者等への資金繰り支援や経営改善支援等の促進など、必要な措置を実施していく。</p> <p>また、地域金融機関を取り巻く経営環境が引き続き厳しい状況にあることも踏まえつつ、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、心理的安全性の確保に留意し、財務局と一体となって、「コア・イシュー」も活用しながらガバナンスの向上等について金融機関と対話を行っていただくほか、規制緩和等により地域金融機関を取り巻く環境整備を図っていく。</p> <p>「ちいきん会」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートにも取り組んでいく。</p>

II 利用者の保護と利用者利便の向上		
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」の内容も踏まえ、金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施</li> <li>✓ 「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念への反映、営業現場における浸透・実践について金融機関の経営者等と対話を行うとともに、比較可能な共通 KPI の更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁・財務局による出張授業を実施（81 校約 14,000 人）したほか、新学習指導要領の円滑な施行に向けて教員向け研修会等への講師派遣や教材作成を実施。また、令和 2 年度税制改正要望にて、つみたて NISA の 5 年延長等を実現したほか、ウェブサイトや SNS を通じたつみたて NISA の広報等を実施（令和 2 年 3 月末時点：●（P）万口座）。</li> <li>✓ 顧客本位の業務運営の浸透・定着状況について、営業現場における外貨建保険等に係る顧客宛提案等の実態を含め、金融機関と対話を実施。また、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、「顧客本位の業務運営のあり方」等について議論</li> </ul>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日本郵政グループにおける適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促進</li> <li>✓ 暗号資産を取り巻く環境の変化等を踏まえた資金決済法等改正法の円滑な実施に向けた政府令・事務ガイドラインの改正やモニタリング体制・手法の検討、暗号資産を巡る自主規制機能の早期確立の促進、海外当局等との連携強化の取組みを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ かんぽ生命及び日本郵便に対しては、不適正な保険募集事案について、一部業務停止命令及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出するとともに、日本郵政に対しても、グループガバナンス態勢の構築等に係る業務改善命令を発出。</li> <li>✓ 暗号資産交換業者については、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ事務ガイドラインを改正し、機動的かつ深度あるモニタリングを実施。また、改正法関係府令等のパブリックコメントを実施したほか、自主規制機関との連携強化等を実施</li> </ul>
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上		
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目したタイムリーな市場監視を行いつつ、市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を実施</li> <li>✓ 課徴金制度の積極的な活用等による迅速・効率的な検査・調査の実施、重大・悪質事案に対する厳正な対処のほか、法令違反等の再発防止のため関係者との対話を通じ問題意識を共有</li> <li>✓ 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市場監視において、内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行ったほか、デジタライゼーションの進展等を踏まえ、監視手法や着眼等の改善に向けた検討を実施</li> <li>✓ 課徴金納付命令 35 件、告発件数 3 件を実施。インサイダー取引や開示規制違反に関し、上場会社と対話し再発防止に努めるなど、関係者と問題意識を共有</li> <li>✓ 検査・調査等に資する IT 人材育成を目的とした ICT 研修、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を実施</li> </ul>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業内容等の開示に関する内閣府令（31 年 1 月公布）の円滑な実施に向け、特に企業の経営者に対して働きかけを行うとともに、企業の取組みの好事例の公表を実施</li> <li>✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 同府令の円滑な実施に向け、企業の経営者等に対する講演会等を実施したほか、政策保有株式に係る好開示のポイントを公表</li> <li>✓ IFRS への移行を容易にさせる観点から内閣府令を改正し、IFRS 適用企業に継続的に求められる日本基準と IFRS との差異開示を廃止。また、「監査上の主要な検討事項」に関する監査法人の取組みについて早期適用に関する動向などを把握</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、有価証券報告書等の提出期限の延長承認の取扱いを公表</li> </ul>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のため	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ スチュワードシップ・コード再改訂の内容についての検討や、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスの在り方等の検討を実施</li> <li>✓ 投資運用業者の運用力強化に向けた業務運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 有識者検討会における議論等も踏まえ、再改訂版スチュワードシップ・コードを公表</li> <li>✓ 海外運用会社の取組み等を踏まえ、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で、目指す姿の明確化、それを実現するための計画、経営体</li> </ul>

<p>ICT を活用したデジタルコンテンツ等の提供や、教育現場との協力関係の深化による金融経済教育の推進、2024 年の新 NISA 導入に向けた周知・広報等に取り組む。</p> <p>顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、同ワーキング・グループの議論も踏まえた同原則の見直しの検討や、金融機関の取組み事例の比較・分析による金融機関との対話の充実を図るほか、後見制度支援預金等の導入促進など、利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取り組んでいく。</p>
<p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、日本郵政グループにおける業務改善計画の着実な実施など、金融機関等の適切な態勢整備を促していく。</p>
<p>市場のグローバル化やデジタライゼーションの進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、網羅的・機動的で深度ある市場監視を実施していく。</p>
<p>記述情報の開示の更なる充実に向け、投資家からのニーズ等も踏まえ、開示の好事例の収集・公表を行っていくほか、IFRS への移行促進、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に取り組んでいく。</p> <p>このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融・資本市場関係の負担軽減など必要な措置を実施していく。</p>
<p>コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、市場構造の見直しの議論も踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けた検討を行う。</p> <p>投資運用業者等の業務運営体制の確立に向けた経営者等との</p>

<p>の制度・環境整備</p>	<p>態勢の確立等に向けて、海外の運用会社等の取組み等を踏まえながら、グローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新等の課題についてモニタリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業育成に資する市場となるよう、関係者と市場構造の見直しについて議論</li> <li>✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性向上等のため、令和2年度上期の総合取引所の実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施</li> </ul>	<p>制や業務運営体制等の観点で対話を実施したほか、運用パフォーマンス等に関する調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 東京証券取引所の市場構造の在り方について、金融審議会市場ワーキング・グループ（市場構造専門グループ）において議論を行い、市場区分の見直し等の方向性を示した報告書を公表</li> <li>✓ 総合取引所の実現について、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象商品を指定する告示を发出（日本取引所グループは、東京商品取引所を令和元年11月1日付けで完全子会社化）</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、適正な市場機能と取引の公正の確保に向け、空売り規制等を含め市場監視を強化</li> </ul>	<p>対話を継続するとともに、運用パフォーマンスの「見える化」に取り組んでいく。</p> <p>このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き市場の動向を注視し、取引の公正確保等の観点から追加措置が必要な場合は迅速に対応していく。</p>
<p><b>（横断的施策）</b></p>			
<p>1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融デジタルイノベーション戦略として、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けたチャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融インフラの整備」「グローバルな課題への対応」の5つの分野について、取組みを加速</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関のデータ利活用を推進する観点から、監督指針の改正を実施</li> <li>✓ 「FinTech Innovation Hub」の「10の主要な発見」を踏まえ情報収集・支援機能の強化を実施したほか、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブで受け付けた相談に対応</li> <li>✓ 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出</li> <li>✓ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を実施</li> </ul>	<p>デジタルイノベーションの進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、所要の取組みを検討し実施。また、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブ等を通じたイノベーション支援の一層の強化、フィンテックに関する最新の動向の把握と施策への反映、金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化など、金融デジタルイノベーション戦略を推進していく。</p>
<p>2 業務継続体制の確立と災害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁の業務継続計画等について、システムセンターの被害状況の確認を実働訓練とするなど内容を拡充の上、関係機関との合同訓練等を実施し実効性を検証</li> <li>✓ 令和元年東日本台風等への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルの設置、金融機関に対してきめ細かな対応を慫慂</li> <li>✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対する事業者の資金繰り支援などの要請及びヒアリング、専用相談ダイヤルの設置、事業者支援策の広報等を実施。また、「金融庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、業務継続体制の整備・運用を実施</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関による事業者等への資金繰り支援や経営改善支援等の促進をはじめ必要な措置を実施していくほか（再掲）、金融庁・金融機関の業務継続態勢の整備の促進を図っていく。</p>
<p>3 その他の横断的施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 世界共通の課題の解決へ貢献（国際的な議論への貢献、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、第4次FATF対日相互審査への的確な対応及びマネロン・テロ資金供与対策の促進）するとともに当局間ネットワーク・協力を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ G20議長国として、金融市場の分断・金融技術革新・高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題として設定し、財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議に成果を提出</li> <li>✓ SDGsに関し、TCFD関連のシンポジウムを開催したほかtwitterで関連情報を積極的に発信</li> <li>✓ マネロン・テロ資金供与対策として、モニタリングの結果等を金融機関に還元し、態勢整備の高度化を慫慂</li> <li>✓ 当局間協力等の強化に関し、Brexitに係る英欧当局との連携、日中金融協力、新興国に対する技術協力（ミャンマーへの技術支援、グローバル金融連携センター（GLOPAC））を更に推進</li> <li>✓ 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」等に基づき、ITガバナンスの強化や庁内のICT環境の整備など効率的・効果的な行政運営を推進</li> </ul>	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、金融システム上の課題の解決に向けた国際的な議論に貢献するほか、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を更に充実させていく。金融機関等のモニタリングシステムについて、より効率的・効果的な情報の収集・蓄積等を図る観点から機能改修の検討を進める。</p>

(金融庁の行政運営・組織の改革)		
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種有識者会議の活用、英語による情報発信の強化、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施</li> <li>✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み（政策オープンラボ）を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）等の各種有識者会議の開催や、行政データを学術的に活用するため、より高度な分析・研究が可能なインフラ整備の推進等、有識者からの提言や学術的成果等を金融行政への確に反映するための取組を実施</li> <li>✓ 政策オープンラボにおいて、引き続き、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究を実施</li> <li>✓ 金融行政に係る広報について、Twitter の活用や英語による発信を強化</li> </ul>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を公表</li> <li>✓ 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表し、金融機関自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、信用リスクをよりの確に引当に反映する方法について実態把握を行い、金融機関への検査・監督に活用</li> <li>✓ モニタリングの質の向上のため、第三者による「外部評価」や、金融庁幹部による金融機関からの意見聴取を実施</li> </ul>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 局・課室ごとに組織活性化や業務効率化に関する課題を特定し、取組み状況の「見える化」を行うほか、重点課題について幹部と直接意見交換を行う仕組み（少人数グループ幹事会）を設置</li> <li>✓ 職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境を整備（業務単位の少人数グループ化、1 on 1 ミーティング）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 少人数グループごとに課題を特定するための議論を行った後、局・課室ごとに改革目標を設定し、発表・議論する機会を設けて「見える化」を実施</li> <li>✓ 少人数グループ幹事会において、幹部と直接意見交換を行うとともに、幹事会に参加した職員の意見を踏まえ具体的な取組に着手</li> <li>✓ 活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行い、1on1 ミーティングを実施</li> </ul>

<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、政策評価有識者会議や、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。</p>
<p>金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといった PDCA サイクルを実践・定着させていく。</p>
<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、少人数グループ幹事会のより一層の活用など、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>

注) 新型コロナウイルス感染症への対応として、上記取組みに加え、令和2年4月以降、以下の取組みを実施。

- ・ 緊急事態宣言を踏まえ、金融機関に対して、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方を示し、必要業務の継続について適切に対応するよう要請。
- ・ 民間金融機関における資金繰り支援等を促進する観点から創設された都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関における実質無利子・無担保の融資の促進について金融機関に要請。
- ・ 予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等を支え、経済の再生を図っていくことが重要。こうした考え方から、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法を改正。具体的には、①国の資本参加の申請期限を令和8年3月まで延長し、②新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受けようとする場合に、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性や効率性の向上についての具体的な目標を求めないなどの特例を設けた。
- ・ 内閣府において、地域経済活性化支援機構（REVIC）や地域金融機関を通じた取組みの推進に向けて「株式会社地域経済活性化支援機構法」の改正など、必要な措置を実施。